

# 社会福祉法人青梅白寿会

## 評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青梅白寿会（以下、「当法人」という。）定款第6条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規定でいう評議員とは、法人定款第6条第1項の規定により選任された者をいう。

### (報酬の額)

第3条 評議員の報酬額については、無報酬とする。

### (実費弁償)

第4条 評議員が、研修等に出張するために要する費用は、別に定める旅費規程に基づき支給する。

### (改正)

第5条 この規程を改正しようとするときは、当法人評議員会の議決により行う

### (施行)

第6条 この規程は、平成29年6月10日付開催の当法人評議員会の議決により、平成29年7月1日より施行する。